

# ドイツの連邦財政調整制度について

和光大学 半谷俊彦

# ドイツの連邦財政調整制度について

1. 財政調整の現行制度
2. 財政調整制度の形成過程
3. 財政調整制度の特徴

# 1-1 税収内訳

|      | 税収<br>(百万Euro) | 構成比   |
|------|----------------|-------|
| 共同税  | 403,567        | 70.4% |
| 連邦税  | 99,134         | 17.3% |
| 州税   | 13,095         | 2.3%  |
| 市町村税 | 52,984         | 9.2%  |
| 関税   | 4,571          | 0.8%  |

|     | 税収<br>(百万Euro) | 構成比   |
|-----|----------------|-------|
| 連邦  | 247,984        | 43.3% |
| 州   | 224,291        | 39.1% |
| 市町村 | 76,633         | 13.4% |

2011年度決算。”Statistisches Jahrbuch Deutschland 2012”, Statistisches Bundesamt, S.296 und S.256 より作成。

# 1-2 主な税目

|        | 税込      | 構成比    |
|--------|---------|--------|
| 租税収入   | 573,351 | 100.0% |
| 共同税    | 403,567 | 70.4%  |
| 売上税    | 190,033 | 33.1%  |
| 所得税    | 189,881 | 33.1%  |
| 法人税    | 8,020   | 1.4%   |
| 連邦税    | 99,134  | 17.3%  |
| エネルギー税 | 40,036  | 7.0%   |
| たばこ税   | 14,414  | 2.5%   |
| 連帯付加税  | 12,781  | 2.2%   |
| 保険税    | 10,754  | 1.9%   |
| 自動車税   | 8,422   | 1.5%   |

|        | 税込     | 構成比  |
|--------|--------|------|
| 電気税    | 7,247  | 1.3% |
| ブランデー税 | 2,149  | 0.4% |
| コーヒー税  | 1,028  | 0.2% |
| 州税     | 13,095 | 2.3% |
| 不動産取得税 | 6,366  | 1.1% |
| 相続税    | 4,246  | 0.7% |
| 宝くじ税   | 1,420  | 0.2% |
| 市町村税   | 52,984 | 9.2% |
| 営業税    | 40,424 | 7.1% |
| 不動産税   | 11,674 | 2.0% |
| 関税     | 4,571  | 0.8% |

税込の単位: 百万Euro。2011年度決算。”Statistisches Jahrbuch Deutschland 2012”, Statistisches Bundesamt, S.296 und S.269 より作成。

# 1-3 課税権限配分

|      | 立法権               | 執行権 | 税収権      |
|------|-------------------|-----|----------|
| 共同税  | 連邦                | 州   | 連邦・州・市町村 |
| 連邦税  | 連邦                | 州   | 連邦       |
| 州税   | 連邦                | 州   | 州        |
| 市町村税 | 連邦<br>(一部:州・市町村※) | 市町村 | 市町村      |

※日本の法定税に相当する不動産税と営業税については税率決定権のみ市町村が持つ。  
法定外税に相当する地域的消費・支出税については州に全ての立法権があり、多くの州ではその一部を市町村に委譲している。

# 1-4 共同税収配分比率

|                      | 連邦                  | 州              | 市町村   |
|----------------------|---------------------|----------------|-------|
| 所得税<br>(給与源泉徴収・申告納税) | 42.5%               | 42.5%          | 15%   |
| 所得税<br>(資産所得源泉徴収)    | 44%                 | 44%            | 12%   |
| 法人税                  | 50%                 | 50%            | なし    |
| 売上税                  | 必要に応じて変更(下は2012年予算) |                |       |
|                      | 53.8%               | 44.2%          | 2.0%  |
| 営業税                  | 標準税額の<br>14.5%      | 標準税額の<br>49.5% | 残余の全て |

※ 営業税の税額：税額＝標準税額×賦課率。標準税額＝営業収益×基準税率。基準税率は法人で5%(比例課税)、個人で1%～5%(累進課税)。賦課率の全国平均は390%(2011年度)。州への納付分は、旧東独地域では49.5%に代えて20.5%。

# 1-5 連邦財政調整制度

|   | 垂直的<br>財政調整機能 | 水平的<br>財政調整機能 |
|---|---------------|---------------|
| <b>第1段階</b><br>売上税収の垂直配分調整<br>(連邦と州の配分比率調整)       | ○             | ×             |
| <b>第2段階</b><br>売上税収の州間配分調整<br>(75%人口比例配分、25%優先配分) | ×             | ○             |
| <b>第3段階</b><br>州間財政調整<br>(狭義の水平的財政調整)             | ×             | ○             |
| <b>第4段階</b><br>連邦補充交付金<br>(一般補充交付金、特別補充交付金)       | ○             | ○             |

# 1-6 売上税収の配分 (第1段階・第2段階)

- 売上税収の垂直的配分調整
  - 連邦と州の配分比率を調整
  - 経済状況の変化により、連邦の収支状況と、州の収支状況の関係に変化が生じたとき
  - 連邦法の制定または改定により州の支出責任が増減したとき
- 売上税収の州間配分調整
  - 売上税収の25%を、売上税収以外の一人当たり税収が全州平均を下回る州へ優先配分(全州平均を下回る額の一定割合を配分)
  - 売上税収の75%を人口比例配分

# 1-7 州間財政調整(第3段階)

- 課税力測定値
  - － 州税収＋市町村税収の64%
- 調整額測定値
  - － 全州課税力測定値×(当該州補正人口÷全州補正人口)
- 補正人口
  - － 州補正人口＋州内市町村補正人口
  - － 人口過密都市、大規模都市、過疎地域は人口を割り増し
- 交付金拠出州
  - － 課税力測定値>調整額測定値
  - － 課税力測定値が調整額測定値を上回る額の一定割合を拠出
- 交付金受領州
  - － 課税力測定値<調整額測定値
  - － 課税力測定値が調整額測定値を下回る額の一定割合を受領

# 1-8 連邦補充交付金 (第4段階)

- 一般補充交付金
  - 州間財政調整をしても、なお調整額測定値の99.5%に満たない州へ、その差額の77.5%を交付
- 特別補充交付金
  - 個別法による時限立法
  - 特定の州へ定額を交付

# 1-9 調整制度の規模

|                    | 総額<br>(百万Euro) | 最大受領額<br>(百万Euro) |
|--------------------|----------------|-------------------|
| 売上税収州分の25%         | 8,985          |                   |
| 州間財政調整             | ±6,985         | 2,884             |
| 一般連邦補充交付金          | 2,607          | 907               |
| 特別需要連邦補充交付金        | 10,260         | 2,625             |
| 旧東独州に対する交付金        | 8,743          | 2,280             |
| 失業手当および社会給付に対する交付金 | 1,000          | 319               |
| 相対的に高い行政費用に対する交付金  | 517            | 26                |

※ 2010年度決算。Bundesministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2012”, 12. Aug. 2011より作成。

# 1-10 州間財政調整の拠出・受領額(単位:百万Euro。－は拠出、＋は受領)

|   |                   | 2007   | 2008   | 2009   | 2010   | 2011   |
|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 西 | バイエルン             | -2,311 | -2,923 | -3,354 | -3,511 | -3,663 |
| 西 | バーデン・ビュルテンベルク     | -2,316 | -2,499 | -1,488 | -1,709 | -1,779 |
| 西 | ヘッセン              | -2,885 | -2,470 | -1,902 | -1,752 | -1,804 |
| 西 | ハンブルク             | -368   | -371   | -45    | -66    | -62    |
| 西 | ノルライン・ヴェストファーレン   | -38    | +54    | -59    | +354   | +224   |
| 西 | ニーダーザクセン          | +318   | +317   | +110   | +259   | +204   |
| 西 | ラインラント・プファルツ      | +343   | +374   | +293   | +259   | +234   |
| 西 | シュレスヴィヒ・ホルシュタイン   | +136   | +177   | +169   | +101   | +115   |
| 西 | ザールラント            | +125   | +116   | +93    | +89    | +120   |
| 西 | ブレーメン             | +471   | +505   | +433   | +445   | +516   |
| － | ベルリン              | +2,900 | +3,140 | +2,877 | +2,900 | +3,043 |
| 東 | ザクセン              | +1,165 | +1,158 | +910   | +854   | +918   |
| 東 | ザクセン・アンハルト        | +627   | +627   | +514   | +497   | +540   |
| 東 | チューリンゲン           | +644   | +637   | +497   | +472   | +527   |
| 東 | ブランデンブルク          | +675   | +621   | +501   | +401   | +440   |
| 東 | メックレンブルク・フォアポームルン | +513   | +538   | +450   | +399   | +429   |

# 1-11 連邦補充交付金の交付額

|   |                   | 一般補充<br>交付金 | 特別補充交付金 |      |       |
|---|-------------------|-------------|---------|------|-------|
|   |                   |             | 行政費用    | 社会給付 | 旧東独   |
| 西 | ニーダーザクセン          | 127         |         |      |       |
| 西 | ノルライン・ヴェストファーレン   | 119         |         |      |       |
| 西 | ラインラント・プファルツ      | 144         | 46      |      |       |
| 西 | シュレスヴィヒ・ホルシュタイン   | 51          | 53      |      |       |
| 西 | ザールラント            | 46          | 63      |      |       |
| 西 | ブレーメン             | 146         | 60      |      |       |
| — | ベルリン              | 912         | 43      |      | 1,663 |
| 東 | ザクセン              | 350         | 26      | 319  | 2,280 |
| 東 | ザクセン・アンハルト        | 202         | 53      | 187  | 1,376 |
| 東 | チューリンゲン           | 192         | 56      | 176  | 1,251 |
| 東 | ブランデンブルク          | 176         | 55      | 190  | 1,253 |
| 東 | メックレンブルク・フォアポームルン | 157         | 61      | 128  | 921   |

※ 単位：百万Euro。Bundesministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2013”, S.158より。

# 1-12 市町村の財政

- 財政調整

- 市町村の財政調整は州が州法に基づいて行う
- 課税力測定値が調整額測定値を上回る市町村には拠出を求める
- 特定の州税の一定割合と上記拠出金を財源とする。
- 課税力測定値が調整額測定値を下回る市町村に、下回る額の一定割合に相当する交付金を交付する。

- 共同税への参画

- 1970年より、営業税の一部を連邦と州に納付し、代わりに共同税から所得税の一部を受領している。
- 所得税は、ほぼ所得税の納税義務者数に応じて、市町村間に分配される。

# ドイツの連邦財政調整制度について

1. 財政調整の現行制度
2. 財政調整制度の形成過程
3. 財政調整制度の特徴

# 2-1 1949年憲法制定過程

- 占領軍vs.州政府
  - － 州政府: 中央集権国家を指向
  - － 占領軍: 中央集権的財政制度に拒否権行使
  - － 財政強力州: やや占領軍よりの立場
- 妥協点
  - － 連邦へ間接税、州へ直接税を配分(分離方式)
  - － 連邦へ所得税・法人税への一部請求権
  - － 最終的税源配分と財政調整は1953年末まで持越し(のちに1955年末まで延長)

## 2-2 1949年憲法下の財政制度

|      |  |
|------|--|
| 税源配分 | 連邦税：売上税<br>州税：所得税、法人税<br>連邦の所得税および法人税への一部請求権による単年度調整   |
| 財政調整 | 1953年末まで持ち越し（のちに1955年末まで延長）<br>単年度法に基づく財政調整基金による州間財政調整 |

## 2-3 1955年憲法改正過程

- 連邦vs. 州
  - 州政府:【州に直接税＋州間財政調整】の維持
  - 連邦財務省:【連邦に税源＋連邦による財政調整】に移行
- 連邦による財政弱体州への歩み寄り
  - 【連邦への税源移譲と連邦による強力な財政調整】を提案
- 妥協点
  - 連邦の所得税および法人税への一部請求権の恒久化(現状追認)
  - 州間財政調整制度の恒久化(現状追認)

## 2-4 1955年改正憲法下の財政制度

|      |   |
|------|---|
| 税源配分 | 共同税: 所得税、法人税<br>連邦税: 売上<br>所得税、法人税の必要に応じた配分比率変更 |
| 財政調整 | 制度的な州間財政調整<br>連邦補充交付金(特別補充交付金)                  |

## 2-5 1969年憲法改正過程

- 経済成長の安定化
  - 経済の奇跡: 1940年代末～1973年オイルショック
  - 経済成長低迷: 1966年～1967年
- 連邦と州の財政関係維持
  - 所得税と法人税は景気や経済成長に依存するので、折半とすることで連邦と州の収支が同様に推移することを期待する
- 租税論上の要請
  - 売上税は移動性が高いので調整的配分に適す

## 2-6 1969年改正憲法下の財政制度

|      |   |
|------|---|
| 税源配分 | 共同税: 所得税、法人税、売上税<br>売上税の垂直的配分調整(必要に応じた配分比率の変更)                                |
| 財政調整 | 売上税の州間配分調整(人口比例配分と優先配分)<br>州間財政調整(狭義の水平的財政調整)<br>連邦補充交付金(当初は特別交付金のみ、後に一般交付金も) |

## 2-7 近年の動向

- 経済安定化法(1967年)
  - － 連邦および州には投資額を上限として起債が認められる。
  - － 例外として、景気安定化を目的とする場合には、連邦が起債すること、連邦法で州の起債を制限することが認められた。
- 連帯協定II(2005年)
  - － 2005年から2019年までの東独への連邦補充交付金を規定。
- 連邦制改革II(2009年)
  - － 連邦と州は、均衡予算を原則とし、起債をしてはならない。
  - － 自然災害や国の存亡にかかわる政治的緊急時を例外とする。
  - － 連邦は、名目国内総生産の0.35%までは起債によって歳入を賄っても良い。
  - － 連邦には2015年末まで、州には2019年末まで逸脱を認める。
- 財政調整制度の見直し(2020年)
  - － 2020年以降の財政調整について議論が進められている。

# ドイツの連邦財政調整制度について

1. 財政調整の現行制度
2. 財政調整制度の形成過程
3. 財政調整制度の特徴

# 3-1 州の地位

- 国家権能

- 「国家の権能の行使および国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、また許していない限度において、州の任務である」(30条)
- 「州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない範囲において、立法権を有する」(70条)
- 「州は、この基本法が特別の定めをなし、または許していない限度において、その固有の事務として、連邦法を執行する」(83条)

- 執行連邦制

- 立法は連邦、行政は州

## 3-2 連邦参議院

- 同意機関
  - 州の利害に関わる事項については、連邦参議院の同意が必要とされる
  - 憲法の改正には、連邦議会と連邦参議院のそれぞれ3分の2の賛成が必要とされる
- 連邦参議院の仕組み
  - 州政府が票を有する(3票～6票)
  - 州は議院内閣制
  - 州議会議員は連邦議会議員と同じ政党から輩出

## 3-3 連邦憲法裁判所

- 度重なる提訴
- 1991年：改正命令
  - 調整の行き過ぎを指摘
  - 2003年までに「基準法」を制定
  - 2005年までに基準法に基づく改正
- 2013年：拋出州による提訴
  - 高すぎる受領州の行政サービス水準
  - 受領州の債務残高据え置き、拋出州の債務残高増大

## 3-4 強い経済圏への要請

- 関連性の原則
  - 連邦の執行事務は連邦が、州の執行事務は州が、それぞれ支出責任を負う
- 生活関係の統一
  - 生活の水準と質の平準化
- ドイツ再統一の完成
  - 旧東ドイツ地域の経済復興支援

## 添付資料：ドイツ連邦財政調整法の概要 (2012.7.29 改定版)

和光大学 半谷俊彦

### 1. 売上税収の連邦と州の間の配分

(1) 売上税収の以下の割合に相当する金額が連邦に割り当てられる。

|         |       |
|---------|-------|
| 2007年   | 3.89% |
| 2008年   | 4.42% |
| 2009年以降 | 4.45% |

(2) (1)の残額の以下の割合に相当する金額（2006年までは(1)がないので、売上税収の以下の割合に相当する金額）が、公的年金保険に対する連邦補助金の原資として、連邦に割り当てられる。

|             |       |
|-------------|-------|
| 1998年       | 3.64% |
| 1996年～2006年 | 5.63% |
| 2007年       | 5.15% |
| 2008年以降     | 5.05% |

(3) (2)の残額の2.2%に相当する金額が、市町村税である営業資本税廃止の補償分として、市町村に割り当てられる。

(4) (3)の残額の50.5%に相当する金額が連邦に、49.5%に相当する金額が州に割り当てられる（州の負担となる家族給付の連邦による財源補償分を含む。この配分比率は1998年のもの）。

(5) (4)に定める配分比率は、毎年見直される。

|       | 連邦分         | 州分          | 理由                       |
|-------|-------------|-------------|--------------------------|
| 2000年 | -0.25%point | +0.25%point | 児童手当の引き上げ（2000.1.1 実施分）  |
| 2000年 | -0.25%point | +0.25%point | 家族給付補償分の見直し              |
| 2002年 | -0.65%point | +0.65%point | 家族支援の引き上げ（2001.8.16 実施分） |
| 2002年 | -0.65%point | +0.65%point | 家族給付補償分の見直し              |
| 2007年 | +0.08%point | -0.08%point | 売上税率の引き上げ（2007.1.1 実施分）  |
| 2008年 | +0.1%point  | -0.1%point  | 同上                       |

(6) 州分から以下の金額が減算され、同額が連邦分に加算される。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 2005年～2006年 | 2,322,712,000 Euro |
| 2007年～2008年 | 2,262,712,000 Euro |
| 2009年       | 1,727,712,000 Euro |
| 2010年       | 1,372,712,000 Euro |
| 2011年       | 1,912,712,000 Euro |
| 2012年       | 1,007,212,000 Euro |
| 2013年       | 966,212,000 Euro   |
| 2014年以降     | 980,712,000 Euro   |

(7) 児童手当引き上げ（2009.1.1 実施分）の財源補償分として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 2009年 | -794,000,000 Euro |
| 2010年 | -281,000,000 Euro |
| 2011年 | +152,000,000 Euro |

(8) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 2009年 | +794,000,000 Euro |
| 2010年 | +281,000,000 Euro |
| 2011年 | -152,000,000 Euro |

(9) 旧東独州に対する援助の財源として、以下の金額を州分から減算し、連邦分へ加算する。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 2011年   | 266,666,666 Euro |
| 2012年以降 | 400,000,000 Euro |

(10) 児童手当引き上げ（2010.1.1 実施分）の財源として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 2010年以降 | -1,326,000,000 Euro |
|---------|---------------------|

(11) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 2010年以降 | +1,326,000,000 Euro |
|---------|---------------------|

## 2. 売上税収の州間配分

- (1) 売上税収州分の 25%は、売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額が全州平均額を下回る全ての州へ優先的に配分される。優先的配分額は、1 人あたり州平均額が 1 人あたり全州平均額の 97%未満の場合には、1 人あたり全州平均額に当該州の住民数を乗じたものに、さらに

$$(19/20) \times X - (21/4000)$$

を乗じることによって求められる。1 人あたり州平均額が 1 人あたり全州平均額の 97%以上の場合には、上の式に代わって、

$$X \times \{(35/6) \times X + (3/5)\}$$

が乗じられる。Xは、1 から売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額の全州平均額に対する比率を減じた数値である。優先的配分額の合計額が売上税収州分の 25%を上回る場合、各州への優先的配分額は均等に減額される。

- (2) 売上税収州分のうち優先的配分を行った残余は（売上税収州分の 75%）は、全ての州に人口比例的に配分される。

## 3. 州間財政調整

- (1) 州間財政調整においては、各州の「課税力測定値」と「調整額測定値」が求められ、前者が後者を上回る州が交付金を拠出し、下回る州が交付金を受領する。
- (2) 課税力測定値とは各州の課税力の見積りであるが、州の税収見積りに市町村税収見積り合計額の 64%を加算することによって求める。
- (3) 調整額測定値は各州の財政需要の大きさを相対的に示すものであるが、各州の課税力測定値を合計し、これを各州の補正人口の合計で除したものに、各州の補正人口を乗じることによって算定される。補正人口は、州の住民数に補正係数を乗じたものと、州内市町村の合計住民数に補正係数を乗じたものを合計することによって求められる。単純に州と州内市町村の住民数を合計したものではなく補正人口を用いるのは、人口過密都市、大規模都市、過疎地域について、人口を割増することによってそうした地域に生じる追加的需要を考慮するためである。州の住民数に適用される補正係数はベルリン、ブレーメン、ハンブルクの 3 都市州が 135%、それ以外の州が 100%で、州内市町村の合計住民数に適用される補正係数は、3 都市州が 135%、メクレンブルク・フォアポームルン州が 105%、ブランデンブルク州が 103%、ザクセン・アンハルト州が 102%、それ以外の州が 100%となっている。

- (4) 交付金受領州の受領額は次のように求められる。課税力測定値が調整額測定値の 80%未満である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を、80%以上 93%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、93%以上である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を調整額測定値に乗じた額が、各受領州の受領額とされる。Xは、1を課税力測定値の調整額測定値に対する比率を減じた数値である。これは、課税力測定値が調整額測定値の 80%未満である場合にはその差額の 75%を、80%以上 93%未満の場合には逓減比例的にその差額の 75%~70%を、93%以上の場合には逓減比例的にその差額の 70%~44%を受領することを意味している。

- (5) 交付金拠出州の拠出額は次のように算定される。課税力測定値が調整額測定値の 107%未満である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を、107%以上 120%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、120%以上である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を調整額測定値に乗じた額が、各拠出州の調整義務額とされる。Xは、課税力測定値の調整額測定値に対する比率から 1 を減じた数値である。但し、これに基づいて計算された拠出額が、課税力測定値が調整額測定値を超過する額の 72.5%を上回る場合、上回る部分の負担は交付金受領州も含めた全州で按分する。

#### 4. 連邦補充交付金

- (1) 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって規定される。2005 年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の 3 つのみが交付されている。
- (2) 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の 99.5%に満たない部分の 77.5%が交付される。

(3) 「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」として 2005 年から 2019 年まで、以下の金額が交付される。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 2005 年 | 10,532,613,000 Euro |
| 2006 年 | 10,481,484,000 Euro |
| 2007 年 | 10,379,225,000 Euro |
| 2008 年 | 10,225,838,000 Euro |
| 2009 年 | 9,510,029,000 Euro  |
| 2010 年 | 8,743,091,000 Euro  |
| 2011 年 | 8,027,283,000 Euro  |
| 2012 年 | 7,260,345,000 Euro  |
| 2013 年 | 6,544,536,000 Euro  |
| 2014 年 | 5,777,598,000 Euro  |
| 2015 年 | 5,061,790,000 Euro  |
| 2016 年 | 4,294,852,000 Euro  |
| 2017 年 | 3,579,043,000 Euro  |
| 2018 年 | 2,812,105,000 Euro  |
| 2019 年 | 2,096,397,000 Euro  |

上記の金額は、以下の比率で各州に配分される。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| ベルリン              | 19.020610% |
| ブランデンブルク          | 14.326911% |
| メックレンブルク・フォアポーマルン | 10.536374% |
| ザクセン              | 26.075481% |
| ザクセン・アンハルト        | 15.733214% |
| チューリンゲン           | 14.307410% |

- (4) 「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 5 州に、以下の金額を交付する。2013 年以降、連邦と州は共同で 3 年ごとに交付額の見直しを行う。

2005 年～2011 年

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ブランデンブルク          | 190,000,000 Euro |
| メックレンブルク・フォアポーマルン | 128,000,000 Euro |
| ザクセン              | 319,000,000 Euro |
| ザクセン・アンハルト        | 187,000,000 Euro |
| チューリンゲン           | 176,000,000 Euro |

2012 年以降

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ブランデンブルク          | 153,330,000 Euro |
| メックレンブルク・フォアポーマルン | 103,296,000 Euro |
| ザクセン              | 257,433,000 Euro |
| ザクセン・アンハルト        | 150,909,000 Euro |
| チューリンゲン           | 142,032,000 Euro |

2012 年と 2013 年については、交付額を以下の金額だけ減じる。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ブランデンブルク          | 18,335,000 Euro |
| メックレンブルク・フォアポーマルン | 12,352,000 Euro |
| ザクセン              | 30,783,500 Euro |
| ザクセン・アンハルト        | 18,045,500 Euro |
| チューリンゲン           | 16,984,000 Euro |

- (5) 「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 10 州に、以下の金額を交付する。2008 年以降、連邦と州は共同で 5 年ごとに交付額の見直しを行う。

|                   |                 |          |
|-------------------|-----------------|----------|
| ベルリン              | 43,460,000 Euro | 旧東西独・都市州 |
| ブランデンブルク          | 55,220,000 Euro | 旧東独      |
| メックレンブルク・フォアポーマルン | 61,355,000 Euro | 旧東独      |
| ザクセン              | 25,565,000 Euro | 旧東独      |
| ザクセン・アンハルト        | 52,663,000 Euro | 旧東独      |
| チューリンゲン           | 55,731,000 Euro | 旧東独      |
| ブレーメン             | 60,332,000 Euro | 旧西独・都市州  |
| ラインラント・プファルツ      | 46,016,000 Euro | 旧西独      |
| ザールラント            | 63,400,000 Euro | 旧西独      |
| シュレスヴィヒ・ホルシュタイン   | 53,174,000 Euro | 旧西独      |